

社会福祉法人 海山会

役員報酬等規程 (理事及び監事)

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海山会の役員報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合は別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

- 2 監事が理事会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。
- 3 役員に係る交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費弁償額とする。

(役員業務報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。ただし、前条第1項の規定により理事長が理事会に出席した日は、この限りでない。

- 2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うことができる。但し、前条第1項の規定により理事が理事会に出席した日は、この限りでない。
- 3 監事が理事長の命を受けて行政等による指導検査等への立会及び運営状況への指導または監査の業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払う事が出来る。ただし、前条第2項の規定により監事が理事会に出席した日は、この限りでない。

(出張旅費)

第5条 役員が法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める日当及び旅費等を支給することが出来る。

- 2 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に

概算額を支払い、出張後精算することができる。

(その他の事項)

第6条 上記3条から5条の支給にあたっては、理事長の判断において支給し、次回理事会にて報告をする事とする。

第7条 上記3条から5条の支給にあつては、施設長等法人の職員が役員の場合には支給を行わないこととする。

附則

この規程は平成28年4月6日から施行する。

改正 平成29年6月16日

社会福祉法人 海山会 別表

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 4,000 円	日額 1,000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事長業務報酬	日額 6,000 円

別表 3

名 称	報 酬
理事業務	日額 3,000 円
監事業務	日額 3,000 円

別表 4

名 称	日 当	宿泊費	旅 費	その他
理事長出張旅費	5,000 円	実 費	実 費	実 費
理事出張旅費	3,000 円	実 費	実 費	実 費
監事出張旅費	3,000 円	実 費	実 費	実 費